広報みたか

広報
MITAKA City Information

No.1663 | 令和2年 | 2020.3.15

©2001 スタジオジブリ

毎月第1・第3日曜日発行
広報みたかはシルバー人材センターの会員がお届けしています。

発行：三鷹市／編集：秘書広報課
〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1
法人番号：8000020132047

市役所電話（代表）
☎0422-45-1151

ホームページ（パソコン・スマートフォン用）
https://www.city.mitaka.lg.jp/

携帯サイト
https://www.city.mitaka.lg.jp/i/

今号の紙面から

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者の相談窓口 …… 2面
令和2年度の軽自動車税(種別割)の税率をお知らせします …… 2面
チリパラリンピック選手団がやってくる …… 7面
市からのお知らせ …… 7面から
弓道場・アーチェリー場がオープン！ …… 8面
井の頭公園の桜開花情報を市ホームページでお知らせしています …… 8面

新型コロナウイルス感染症情報

昨年12月以降、世界各国から新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の発生が報告されています。季節性インフルエンザと同様に、人混みを避ける、せきエチケットや手洗いを徹底するなどの基本的な感染症対策をお願いします。

問総合保健センター☎46-3254

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

一般相談専用コールセンター

☎0570-550571（ナビダイヤル）

ファクス 03-5388-1396（聴覚に障がいのある方や、電話での相談が難しい方）

（午前9時～午後9時、土・日曜日、休日も受付）

感染の予防に関することや、心配な症状が出たときの対応などに関する相談を受け付けます。英語・中国語・韓国語による相談も可能です。

新型コロナ受診相談窓口（多摩府中保健所内専用窓口）

新型コロナウイルス感染症が疑われる方からの電話相談を受け付けます。必要に応じて医療機関をご案内します。

- 平日午前9時～午後5時 ☎042-362-2334
- 上記時間以外
  都・特別区・八王子市・町田市合同電話相談センター ☎03-5320-4592

相談の目安

- 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日（※）以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）。
- 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

※重症化しやすい高齢者や基礎疾患などがある方や妊婦は2日程度。

症状がこの基準に満たない場合は、かかりつけ医や近隣の医療機関にご相談ください。

今後の対応方針　子どもたちの居場所確保について

感染拡大の防止とともに、中長期的な市民生活の維持のため、乳幼児や小・中学生の居場所として、衛生管理に十分留意したうえで下記の施設の利用を可能とします。

◆期間　3月16日㈪～31日㈫

◆施設利用に当たっての共通ルール

①利用者の記名(市立図書館を除く)、②マスクの着用、③アルコール消毒または手洗いの徹底、④食事の禁止（水分補給は可）、⑤施設内の換気、⑥施設によっては保護者の了解など

◆利用を可能とする施設

- 全市立小学校の教室（3月24日㈫までの平日。原則3年生まで）
- 全市立小・中学校の学校図書館(3月24日までの平日。貸出・返却のみ)
- 東・西多世代交流センター
- 「親子ひろば」事業(4カ所)
- コミュニティセンター（5カ所）の体育館
- 市立図書館(3月17日㈫から。 貸出・返却のみ)
- 三鷹国際交流協会(MISHOP)の「子ども教室」(3月21日～4月4日の土曜日午前。受講生のみ)

※市が管理している公園はこれまでどおり開園し、主な公園約30カ所は職員が平日巡回します（雨天は除く）。

新型コロナウイルス対策の第2弾を出すに当たって

三鷹市長　河村 孝

今号の『広報みたか』の発行日である3月15日は、三鷹市が行った新型コロナウイルス対策の「第１弾」の期限の日です。まだ予断を許しませんが、少なくとも市内では一定程度抑え込みに効果があったと判断しています。改めて、皆さんの絶大なご協力に感謝申し上げます。

さて、16日以降の市の「第2弾」の取り組みについて、庁内の対策本部では、次のような決定をしました。今後は感染拡大の防止とともに、中長期的な視点から市民生活の維持のため、3月16日から31日までの期間、乳幼児や小・中学生の「居場所づくり」として、市内の屋内施設54カ所の利用を可能とします（上記参照）。これは、まだ抑制期間内ではありますが、1カ所に子どもたちが集中し過ぎるリスクを避けるための緊急措置です。公園や広場などの屋外施設については特に制限はありませんが、巡回している職員などから指示があった場合は従ってください。

また、事業やイベントのうち、市主催事業で不特定多数の参加者を対象とするものや食事を提供するものは、引き続き原則として中止または延期とします。なお、保育園や学童保育所、高齢者のデイサービスなどは、従前どおり衛生面に十分配慮して運営していきます。また、市で備蓄しているマスクを市内の医療機関や子育て施設、介護保険事業者の関係者に無償提供し、感染防止に努めていきます。

終息までの中長期化を前提に、急激なまん延を極力抑え込みながらも、一方で市民生活の持続にも配慮するという難しい対応が求められています。一層のご理解とご協力をお願いいたします。

市民税・都民税と所得税の申告期限を延長しました

問市民税・都民税について＝市民税課☎内線2342
所得税について＝武蔵野税務署☎53-1311

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告期限を4月16日㈭まで延長しました。3月17日㈫以後の申告書提出先は、市民税・都民税申告は市市民税課(市役所2階27番窓口)または市政窓口、確定申告は税務署です。いずれも郵送による申告ができ、確定申告はパソコンやスマートフォンを使った電子申告(e-Tax)も利用できます。

なお、市民税・都民税申告専用会場と、税理士による確定申告相談受付は予定通り3月16日㈪で終了します。

最新情報は市・都ホームページ、市公式Twitterでご確認ください

◆【まとめページ】新型コロナウイルス感染症に関する情報一覧（市ホームページ）
HPhttps://www.city.mitaka.lg.jp/c_anzen/085/085649.html

◆市公式Twitter
アカウント名：mitaka_tokyo

◆都内の最新感染動向（都ホームページ）
HPhttps://stopcovid19.metro.tokyo.lg.jp